「気仙沼市子ども・子育て支援事業計画（案）」に関するパブリックコメントの実施結果をお知らせします

	ページ	計画等の体系区分	寄せられたご意見の要旨	市の考え方	
1	Ｐ２２	第３章第３節 １　教育・保育施設の量の見込み及び確保方策	育児休業中に，新規に入所させたいと思っても，入所が出来ない制度になっていると聞いている。育児休業中でも，新規に入所できる制度にしてもらいたい。	⑥その他	保護者が育児休業を取得することになった場合，休業開始前に既に保育所を利用していた子どもについては，次年度に小学校入学を控えるなど，子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合などは継続して利用することできることとしております。 このほか，育児休業対象児童が１歳に達する月の末日（育児休業が延長される場合は，１歳６ヶ月に達する月の末日）まで，保育所の継続利用ができることとしており，今後も，この取扱いを原則としますが，保護者の個別の状況により，個々に判断してまいります。